中東

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券，記載事項変更旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アフガニスタン	アフガニー	8,000	5,500	3,000	3,000	800	1,250	1,250
アラブ首長国連邦	ディルハム	485	335	180	180	50	75	75
イエメン	リアル	28,550	19,650	10,700	10,700	2,850	4,450	4,450
イスラエル	シェケル	516	355	194	194	52	81	81
イラク	ディナール	160,000	110,000	60,000	60,000	16,000	25,000	25,000
イラン	リアル	3,810,000	2,620,000	1,430,000	1,430,000	380,000	600,000	600,000
オマーン	リアル	51.00	35.00	19.00	19.00	5.00	8.00	8.00
カタール	リヤール	485	333	182	182	48	76	76
クウェート	ディナール	40.00	27.50	15.00	15.00	4.00	6.00	6.00
サウジアラビア	リヤール	500	345	190	190	50	80	80
シリア	ポンド	29,100	20,000	10,900	10,900	2,900	4,550	4,550
トルコ	リラ	350	240	130	130	35	55	55
バーレーン	ディナール	50.00	34.50	19.00	19.00	5.00	8.00	8.00
ヨルダン	ディナール	95	65	36	36	9	15	15
レバノン	ポンド	200,000	137,500	75,000	75,000	20,000	31,500	31,500